

# とれとれ市場ポイントカード利用規約

2020.12.01

## 第1条 < 会員の資格 >

会員とは、とれとれ市場ポイントカード(以下「このカード」)の利用規約を承認した上で、利用されるお客様ご自身が入会のお申し込みをされ、堅田漁業協同組合(以下「当組合」)が入会を承認した個人(小学生以下を除く)をいいます。

## 第2条 < 費用 >

- (1) 当組合指定のこのカードの申込用紙に必要事項をご記入の上、お申し込みいただきますとこのカードをお一人につき1枚発行します。
- (2) このカードの発行にかかる会員の手数料は100円(税込)とし、年会費は無料とします。
- (3) このカードは、会員本人とその家族が利用できるものとし、第三者への貸与、譲渡、担保提供をすることはできません。
- (4) 会員は、このカードの署名欄に自署するものとし、署名なきこのカードを提示された場合は、本人であることを確認させていただくことがあります。この場合、このカードの利用をお断りすることがあります。

## 第3条 < 会員特典の内容・提供方法等 >

- (1) 会員は、とれとれ市場店舗(以下「店舗」)にてこのカードを提示することにより、本条の次項以下に定めるポイント付与、およびその他当組合が随時定める会員特典を受けることができます。
- (2) 当組合の店舗において、お買物のご精算前に、レジにてこのカードを提示いただいた場合に限り、ポイントの付与を受けることができます。お買上げ時にこのカードの提示がない場合およびレジにてお買物のご精算後は、ポイントの付与を受けることができません。なお、本人であることが確認できない場合は、ポイントの付与ができないことがあります。
- (3) ポイントは、対象商品税込金額100円につき1ポイント加算します。100円未満の端数は、ポイント加算いたしません。尚、とれとれ酒店・とれとれ横丁・宅配コーナー・踊りだこ・屋外店舗(ソフトクリーム・BBQ・催事など)はポイント加算の対象外とします。
- (4) 累計ポイントは、500ポイントにつき当組合グループの店舗でのみ使用できる500円商品券と店舗内サービスカウンターにて引き換えして、商品代金の一部または全部にご利用いただけます。商品券発行分のポイントは、累計ポイントからマイナスされます。累計ポイントは、現金と交換はできません。

- (5) ポイントの換算は、入会日当日付与されたポイントを含め翌日まで換算されません。ポイント利用の際は、このカードをご提示ください。このカードのご提示が無い場合、ポイントの利用はできません。
- (6) ポイントの累計は、レジ精算時にお渡しするレシートに記載します。
- (7) このカードをご利用した最終お買い上げ日から2年間このカードのご利用がない場合は、累計ポイントが失効致します。
- (9) 天災またはコンピュータシステム障害等により、データの消失、ご利用ポイントに関する損害・障害について当組合はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第4条 < 紛失・盗難・破損等 >

- (1) このカードの紛失・盗難・汚損・破損等の場合、このカードの所有者であると確認できた場合に限り、手数料100円(税込)再発行し、累計ポイントをこのカードに移行できるものとします。なお、再発行手続きには、本人確認書類の提示が必要となりますので、運転免許証、健康保険証などをご持参ください。
- (2) このカードの紛失・盗難・その他の事由により第三者に使用され、会員に損害が発生しても、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) このカードの紛失・盗難・破損等が発生した場合、会員は直ちに弊社の店舗に届出るものとします。

#### 第5条 < 会員情報の取扱い >

- (1) 会員の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等、およびこのカードご利用の店舗、商品購買履歴等の個人情報(以下「会員情報」)は、第6条に定める利用目的以外に利用いたしませんし、弊社以外の第三者へも提供いたしません。ただし、法令により認められる場合は、第三者に会員情報を提供することがあります。
- (2) 会員情報は、弊社で厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分いたします。

#### 第6条 < 会員情報の利用目的 >

会員情報は以下の目的のために利用いたします。

- (1) 会員に対し、ポイントの管理、会員特典・キャンペーン・セール・ご優待フェア・商品情報・アンケート等のご案内、お買い上げ商品のお届け。
- (2) 各種会員特典への登録、および商品の購入・予約・返品・交換の際の本人確認を含む受付対応。
- (3) 会員のお買物動向調査、販売促進活動の効果検証、販売促進計画の策定。
- (4) 前各号のほか、会員の事前の同意を得た目的。

#### 第7条 < 会員資格の喪失 >

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失し、累積されたポイントは失効となります。この場合、会員は弊社に対し直ちにこのカードを返却するものとします。

- (1) 利用規約に違反し、弊社が会員として不適格であると判断したとき。
- (2) 入会または変更のお申し込みに際し、虚偽の申告があったとき。
- (3) 最終ポイント登録月から48ヶ月間利用がなかった場合、当該月の月末をもって会員資格を喪失します。
- (4) 本規約に同意いただけないとき。
- (5) その他、弊社が会員として不適当と判断したとき。

#### 第8条 < その他 >

当組合は会員の事前承諾なく本規約を変更または廃止する事ができるものとします。なお、最新の本規約の内容を確認される場合は、とれとれパークのホームページ <https://toretore.com/>にて確認をお願いします。

お客様お問合せ先

堅田漁業協同組合 総務部

電話番号 0739-42-1010